

平成31年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成31年2月12日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成31年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成31年2月12日（火）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 6 議案第 1号 平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 2号 平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 5号 和歌山県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 平成31年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第12 議案第 7号 平成31年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第13 和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 13 和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
まで

出席議員 (24名)

1番	山本宏一君	2番	西風章世君
3番	橋爪美恵子君	4番	小林弘君
5番	岡田行弘君	6番	田端卓司君
7番	橋智史君	9番	堂脇光弘君
11番	田代哲郎君	13番	伊丹俊也君
14番	負門俊篤君	15番	松本光成君
16番	榎原淳奈君	17番	増谷憲君
18番	中西満寿美君	21番	堀口晴生君
22番	下村勤君	23番	入口誠君
24番	西尾智朗君	25番	大石哲雄君
27番	曾根和仁君	28番	久原拓美君
29番	矢本和久君	31番	結城力君

欠席議員 (6名)

8番	福田讓君	12番	大原清明君
19番	楠山博之君	20番	山名実君
26番	岡本克敏君	30番	久保隆俊君

説明のための出席者

広域連合長	望月良男君	副広域連合長	真砂充敏君
副広域連合長	寺本光嘉君	副広域連合長	中山正隆君
事務局長	沖重樹君	事務局次長 兼業務課長	岡真次君
総務課長	堀畑明秀君	総務課長	山中秀幸君
総務課長	鎌田由美子君	業務課長	柴田一人君
業務課長	森井信行君	業務課長	宇津績君

事務局職員出席者

書記長	三栖隆成	書記	太田真仁
-----	------	----	------

午後1時00分 開議

○議長 定刻となりました。ただいまから始めます。こんにちは。

[「こんにちは」との声]

ただいまから、平成31年2月12日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく広域連合議会議員に由良町の山名実君、湯浅町の松本光成君、みなべ町の下村勤君、御坊市の田端卓司君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集の挨拶のため発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、望月良男君。

[広域連合長 望月良男君 登壇]

○連合長 皆さんこんにちは。

[「こんにちは」との声]

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度施行から11年が経過しました。制度発足当時と比較しますと、全国の被保険者数は約400万人増加し、一人当たりの医療費についても約16万円増加している状況で、今後も年々増加すると予測されています。

そのため、国では医療費の増大に対応し、持続可能な医療保険制度を構築するため、さまざまな分野で改革を進めています。平成31年10月からの消費税増税に伴い、これまで低所得者に対して実施されてきた9割、8.5割の保険料軽減特例が廃止され、本則に戻されることとなりました。

当広域連合では、制度施行から、被保険者の方々が安心して医療サービスを受けられるよう心がけ、運用を行ってまいりましたが、本県におきましても全国的な傾向と同様、高齢化の進行や医療技術の進歩・高度化に伴う医療費の増大は著しく、今後ますます少子・高齢化が進み、厳しい財政運営となることが懸念されます。この状況に対処するため当広域連合といたしましては、健康診査や生活習慣病の重症化予防などの効果的な保

健事業を推進することで、被保険者の健康の保持増進に努め、健康寿命の延伸を図るとともに、医療費の適正化に努めてまいります。また、構成市町村と、より緊密に連携しながら、従来から実施している保健事業の充実・拡大に努めるとともに、新たな事業展開を模索し、実施することで、医療費の抑制に取り組み、安定した制度の運営に努めてまいります。

議員の皆様方におかれましては、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本定例会におきましては、専決処分の承認のほか、平成 30 年度一般会計及び特別会計補正予算、平成 31 年度一般会計及び特別会計予算、条例改正などの諸議案を上程しています。

議員の皆様方におかれましては、慎重審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、定例会招集のご挨拶といたします。

○議長 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により議長において、6 番、田端卓司君及び 27 番、曾根和仁君を指名します。

次に、日程第 3 「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。

平成 31 年 1 月 29 日付け、和広第 465 号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成 30 年 8 月 24 日付け、和広監第 7 号、同年 9 月 12 日付け、和広監第 8 号、同年 10 月 24 日付け、和広監第 9 号、同年 11 月 19 日付け、和広監第 10 号、同年 12 月 28 日付け、和広監第 11 号、平成 31 年 1 月 22 日付け、和広監第 12 号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 暫時休憩します。

[午後 1 時 7 分休憩]

[午後 1 時 8 分再開]

○副議長 休憩以前に引き続き会議を開きます。

報告します。議長、小林弘君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、小林弘君の退席を求めます。

辞職願を朗読させます。

○書記長　辞職願。この度一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願います。平成 31 年 2 月 12 日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長　小林弘。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長　増谷憲殿。

○副議長　お諮りいたします。小林弘君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、小林弘君の議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま議長が欠員となっております。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に、橘智史君を指名します。お諮りいたします。ただいま、指名しました橘智史君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました橘智史君が議長に
当選されました。

ただいま議長に当選されました橘智史君が議場におられますので、本席から、会議規
則第31条第2項の規定による告知をいたします。橘智史君。登壇願います。

[議長 橘智史君 登壇]

○議長　皆さん、こんにちは。

[「こんにちは」との声]

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。皆様方のご推挙によりまして、和歌山県後期
高齢者医療広域連合議会議長に当選させていただきました、田辺市の橘でございます。
皆様のご協力を得ながら、責務を全うする所存でございますので、議員各位におかれま
しては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願います。

○副議長　それでは、議長。議長席へお着き願います。

○議長　4番、小林弘君。

○小林議員　はい。

[小林弘君 登壇]

○小林議員　皆さま、あらためまして、こんにちは。

[「こんにちは」との声]

議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年、2月の定例会におきまして、第13代議長に就任をさせていただきました。
本日、その職を辞するに当たりまして改めて議員の各位に心から厚くお礼を申し上げま
す。

私も、これまでの貴重な経験を生かしまして、これからも一議員として全力で取り組
んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。各議員の先生にあたり
ましては、今後も益々の活躍、戻りました時の自分の市町村におきまして益々発展され
ますことを心より祈念申し上げまして、最後の挨拶にさせていただきたいと思いま
す。本当に皆さま短い間でございましたけれども、色々ご協力いただきまして、心から感謝
を申し上げます。ありがとうございました。

○議長　次に、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」か
ら日程第12、議案第7号「平成31年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」
までの9件を一括議題とし、当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長　議長、番外。

○議長　広域連合長、望月良男君。

[広域連合長 望月良男君 登壇]

○連合長　改めまして、諸議案について、概要説明をさせていただきますが、その前
に、一言お祝いを申し上げます。

先程の議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に田辺市の橘議員がご就任されま

した。ご就任を心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

また、昨年2月から議長をお務めいただきました橋本市の小林議員に対しまして、広域連合並びに、広域連合議会の運営にご尽力いただきましたことに、この場をお借りし、心から厚く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。変わらぬご厚誼をお願い申し上げます。

それでは、承認第1号から議案第7号までにつきまして、その概要を一括してご説明申し上げます。

まずは、承認でございます。承認第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う、所要の改正でございます。承認第2号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う、給料表及び手当の改正でございます。

続きまして、議案第1号及び議案第2号につきましては、平成30年度補正予算関係でございます。一般会計におきまして1,314万2千円を減額補正し、特別会計におきまして599万円を減額補正するものでございます。

続きまして、条例改正関係でございます。議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布」、「平成31年度及び平成32年度以降の保険料軽減特例の見直し」に伴い、所要の改正を行うものでございます。議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」は、広域連合が有する債権管理の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的として制定を行うものでございます。

議案第6号及び議案第7号は、平成31年度当初予算関係でございます。平成31年度の予算総額は、一般会計で2億400万8千円、特別会計で1,465億8,306万円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様方におかれましては、慎重審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

[事務局長 沖重樹君 登壇]

○事務局長 事務局長の沖でございます。それでは補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の1ページをお開き願います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年8月1日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。本条例につきましては、平成30年7月13日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、関係規定の整備を行うため専決処分したものです。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

3ページをお開き願います。第16条第1項第1号の2において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、高額療養費算定基準額の規定が追加されたことにより、施行令第15条第1項に号ずれが生じたため、条項番号を引用している箇所の号ずれに対する所要の改正をするものです。附則で、この条例は、施行令の施行日と同日の平成30年8月1日から施行するとしています。

続きまして、4ページをお開き願います。承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年12月19日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。本条例につきましては、平成30年11月30日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係規定の整備を行うため専決処分したものです。改正条例は、2条構成です。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

10ページをお開き願います。第1条関係は、第24条第2項の勤勉手当の支給率を、6月に100分の90、12月に100分の95に改め、別表の給料表を改正するものです。

17ページをお開き願います。第2条関係は、第21条第2項の期末手当の支給率を、6月、12月ともに100分の130、また、第1条関係で改正した第24条第2項の勤勉手当の支給率を、6月、12月ともに100分の92.5に改正するものです。第1条関係の改正につきましては、平成30年4月1日から適用し、改正後の給料表の適用を受ける場合は、すでに支給されている給与については、内払いとみなす旨、規定しています。また、第2条関係の改正につきましては、平成31年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第1号及び第2号の「平成30年度補正予算第2号関係」についてご説明いたします。

議案書の20ページをお開き願います。議案第1号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれ1,314万2千円を減額し、総額を3億5,996万6千円とするものです。予算の内容につきましては、21ペ

一に「款」「項」ごとに計上していますが、歳入歳出予算事項別明細書により、目ごとにご説明いたします。

23 ページをお開き願います。歳入です。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金 648万4千円の減額は、今回の歳出補正額の財源調整として、市町村からの事務費分賦金を減額するものです。第2款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第4目 医療費適正化等推進事業費補助金 10万1千円の増額は、医療費適正化に係る職員研修旅費が補助対象経費となりましたので新たに計上するものです。第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金 675万9千円の減額は、標準システム機器更改初期構築に伴うシステム改修費の一部が国庫補助の対象となりましたので、今回の補正による財源組替に伴うものです。

24 ページをお開き願います。歳出です。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 638万3千円の減額は、平成30年度会計における支出額確定及び決算見込みに伴い補正するものです。第4款 諸支出金、第1項 特別会計繰出金、第1目 特別会計繰出金 675万9千円の減額は、歳入でご説明しました標準システム機器更改初期構築に伴うシステム改修費の一部が国庫補助の対象となり財源組替を行ったことによるものです。なお、補正予算給与費明細書につきましては、25ページ、26ページをご参照願います。

28 ページをお開き願います。議案第2号「平成30年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」です。歳入歳出それぞれ599万円を減額し、総額を1,461億1,178万2千円とするものです。予算の内容につきましては、29ページに「款」「項」ごとに計上していますが、歳入歳出予算事項別明細書から、「目」ごとにご説明いたします。

31 ページをお開き願います。歳入です。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金 507万4千円の減額は、今回の歳出補正額の財源調整として、市町村からの事務費分賦金を減額するものです。第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第3目 調整交付金 99万4千円の減額は、交付対象となる支出額の確定に伴い、減額するものです。同じく、第9目 円滑運営事業費補助金 675万9千円は、一般会計でご説明しましたとおり標準システムの機器更改初期構築に伴うシステム改修費の一部が国庫補助の対象となりましたので新規計上するものです。第7款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 一般会計繰入金 675万9千円の減額は、システム改修費の一部が補助対象となりましたので財源組替によるものです。第2目 基金繰入金の後期高齢者医療給付費準備基金繰入金 7万8千円の増額は、保険料特別返還金の精算に伴う国庫への返還金の財源として、後期高齢者医療給付費準備基金から繰入れするものです。

32 ページをお開き願います。歳出です。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 558万9千円の減額は、支出額確定及び決算見込みに伴うものです。第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第2目 償還金 40万1千円の減額は、

保険料システム誤り対応による保険料特別返還金の支出額確定によるものです。補正予算第2号の説明は以上です。

続きまして、条例改正関係です。議案書33ページをお開き願います。議案第3号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」です。本条例につきましては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月から施行されることによる人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行うものです。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

35ページをお開き願います。第7条第1項及び第2項では、文言の整備をするもので、同条第3項に超過勤務命令を行うことができる上限等の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を規則委任する規定を加えるものです。附則で、この条例は、平成31年4月1日から施行するとしています。

続きまして、議案書36ページをお願いします。議案第4号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」です。本条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正及び国の財源措置に伴う保険料軽減特例の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

39ページをお開き願います。第16条第1項第1号の2の削除は、均等割額の9割軽減を廃止するものです。廃止後の軽減につきましては後ほどご説明いたします。次に、第16条第1項第2号は、均等割額5割軽減の基準額算出に用いる基本額を27万5千円から28万円に改めるものです。40ページをお開き願います。第16条第1項第3号は、均等割額2割軽減の基準額算出に用いる基本額を50万円から51万円に改めるものです。41ページをお開き願います。附則第4条第1項は、改正前の均等割額の9割軽減の基準額の被保険者について、平成31年度の均等割額の軽減を8割軽減とするものです。平成32年度以降は、本則第16条第1項第1号により、7割軽減となります。次に、附則第6条は、改正前の均等割額の8.5割軽減の基準額の被保険者について、平成32年度の均等割額の軽減を7.75割軽減とするものです。平成33年度以降は、本則第16条第1項第1号により、7割軽減となります。43ページをお願いします。続きまして、附則第10条の削除は、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る均等割額の5割軽減の特例規定を廃止するものです。廃止後は、本則第17条により、軽減期間は、資格取得後2年経過する月までとなります。

続きまして、議案書44ページをお願いします。議案第5号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」です。本条例につきましては、広域連合が有する債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的に制定するものです。

続きまして、議案第6号、第7号「平成31年度当初予算関係」についてご説明申し

上げます。

議案書の 50 ページをお開き願います。議案第 6 号は「平成 31 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」です。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2 億 400 万 8 千円と定めるとともに、一時借入金 の最高額を 2,000 万円と定めるものです。予算の内容につきましては、51 ページ及び 52 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」に、「款」「項」ごとに計上していますが、「歳入歳出予算事項別明細書」により、ご説明いたします。

53 ページをお開き願います。「歳入歳出予算事項別明細書 1 総括」です。予算の概略につきましては、歳入合計が、前年度と比較して 1 億 2,932 万 5 千円の減額です。54 ページをお開き願いまして、歳出合計も同じく、前年度と比較して歳入と同額の 1 億 2,932 万 5 千円の減額となっています。減額の主な要因は、平成 30 年度に実施したシステム機器更改の初期構築費用が不要となったことによるものです。それでは、予算内容の主なものについて、「目」ごとにご説明いたします。

55 ページをお願いします。歳入です。第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町村分賦金 1 億 9,039 万 9 千円は、広域連合事務局派遣職員の人件費及び一般事務経費を構成市町村に負担していただくものです。第 2 款 国庫支出金、第 1 項 国庫補助金、第 1 目 調整交付金 370 万 1 千円は、保健師 1 名の経費について、長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金を受入れするものです。第 4 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金 914 万 4 千円は、職員用の事務処理用パソコンの保守、リース費用等の財源として財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰入れするものです。56 ページをお開き願います。第 4 款 繰入金、第 2 項 その他会計繰入金、第 1 目 特別会計繰入金 71 万 2 千円は、特別調整交付金の前年度交付対象分の財源組替に伴い、特別会計から一般会計に繰入れするものです。第 6 款 諸収入、第 2 項 雑入、第 1 目 雑入 4 万 1 千円は、臨時職員及び嘱託職員の雇用保険料自己負担分等です。

57 ページをお開き願います。歳出です。第 1 款 議会費、第 1 項 議会費、第 1 目 議会費 284 万 4 千円は、広域連合議会の運営に要する諸経費です。58 ページをお開き願います。第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費 1 億 9,931 万 9 千円は、派遣職員の人件費及び事務局の運営に要する諸経費です。なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、64 ページから 65 ページまでをご参照願います。戻っていただきまして、59 ページをお開き願います。一般管理費の主なものをご説明いたします。

第 13 節 委託料 682 万 2 千円は、次の 60 ページをお開き願いまして、事務職員用の電子計算機システム（パソコン）の運用委託、広域連合の例規集管理システムの運用委託、公会計財務書類作成委託などの費用です。第 14 節 使用料及び賃借料 2,710 万 3 千円は、職員用住宅、事務所借上げ、事務処理用パソコンの借上げ等に係る費用です。第 19 節 負担金補助及び交付金 1 億 3,484 万 6 千円は、派遣職員の給与等に係る費用です。63 ページをお願いします。第 4 款 諸支出費、第 1 項 特別会計繰出金、第 1 目 特

別会計繰出金 32 万 6 千円は、旧システム機器撤去に伴う内部データ消去処分業務費用の財源として、一般会計で繰り入れした財政調整基金を特別会計へ繰り出すものです。一般会計当初予算の説明は以上です。

続きまして、68 ページをお開き願います。議案第 7 号「平成 31 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」です。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,465 億 8,306 万円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を 100 億円と定めるものです。また、地方自治法第 220 条 第 2 項ただし書の規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものです。予算の内容につきましては、69 ページから 72 ページに、「第 1 表 歳入歳出予算」として、「款」「項」ごとに計上していますが、「歳入歳出予算事項別明細書」によりご説明いたします。

73 ページをお開き願います。まず、予算の概略です。「歳入歳出予算事項別明細書 総括」の歳入です。前年度と比較いたしまして、28 億 155 万 8 千円の増額となっています。増額の主な要因は、被保険者数及び一人当たり医療給付費の増加に伴う保険給付費等の増加により、第 1 款 分担金及び負担金から第 4 款 支払基金交付金までの定率負担金等が増加したことによるものです。

74 ページをお開き願います。歳出です。前年度と比較して歳入と同額の 28 億 155 万 8 千円の増額となっています。増額の主な要因は、第 2 款 保険給付費が、28 億 4,348 万 1 千円の増額となったことによるものです。

続きまして、予算内容の主なものにつきまして、ご説明いたします。75 ページをお開き願います。歳入です。第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町村分賦金 248 億 7,838 万 2 千円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として 5 億 567 万 2 千円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として 94 億 5,990 万 4 千円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として 116 億 8,275 万 9 千円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として、32 億 3,004 万 7 千円を、それぞれ構成市町村に負担していただくものです。第 2 款 国庫支出金、第 1 項 国庫負担金、第 1 目 療養給付費負担金 350 億 4,827 万 7 千円は、医療費に係る国の法定負担分で、第 2 目 高額医療費負担金 6 億 5,453 万 2 千円は、1 件 80 万円を超える高額な医療費の保険料相当分の 4 分の 1 を、国が負担するものです。76 ページをお開き願います。第 2 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 1 目 健康診査事業費補助金 6,090 万 3 千円は、健康診査事業に対して交付を受けるものです。第 2 目 特別高額医療費共同事業費補助金 875 万 2 千円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金です。第 3 目 調整交付金 140 億 837 万 9 千円は、広域連合間における被保険者の所得格差の不均衡是正を図る目的で交付を受ける普通調整交付金、保健事業を充実させるため等に交付を受ける特別調整交付金です。第 4 目 医療費適正化等推進事業費補助金 186 万 4 千円は、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の普及

促進事業、重複・頻回受診等への訪問指導強化事業に対して交付を受けるものです。第5目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金4億6,527万3千円は、保険料軽減等の特例措置に伴う財源として交付を受けるもので、軽減内容見直しの影響を見込んでいます。第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金116億8,275万9千円は、医療費に係る県の法定負担分で、第2目 高額医療費負担金6億5,453万2千円は、1件80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を県が負担するものです。77ページをお願いします。第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金584億6,184万6千円は、現役世代からの保険給付に係る支援金です。第5款 共同事業交付金、第1項 共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金3,205万5千円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるために交付されるものです。78ページをお開き願います。第7款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 一般会計繰入金32万6千円は、旧標準システム撤去処分に係る内部データ消去業務費用の財源として取り崩す財政調整基金を、一般会計を通じて繰り入れるものです。第2目 基金繰入金3億9,404万5千円は、保険料上昇抑制として平成31年度に必要な財源を、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れるものです。79ページをお開き願います。第9款 諸収入、第3項 雑入、第1目 第三者納付金2億908万5千円は、交通事故等における保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付していただくものです。第2目 返納金2,198万8千円は、不正不当利得の返納金です。

80ページをお開き願います。歳出です。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費5億3,194万1千円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費です。82ページをお開き願います。第1款 総務費、第2項 賦課徴収費、第1目 賦課徴収費32万4千円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費です。第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費1,416億900万円は、医科、歯科、調剤、入院時食事・生活療養費及び訪問看護に係る保険給付です。第2目 療養費19億6,500万円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま、マッサージ等に係る保険給付です。第3目 審査支払手数料3億2,578万8千円は、レセプトの審査及び医療機関への支払業務の委託に伴う手数料で、83ページをお開き願います。第2款 保険給付費、第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養費12億3,200万円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、第2目 高額介護合算療養費1億6,600万円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付です。第2款 保険給付費、第3項 葬祭諸費、第1目 葬祭費3億177万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の保険給付を行うものです。第2款 保険給付費、第4項 その他医療費、第1目 その他医療費50万円は、災害で被災された方等の一部負担金等減免給付金です。84ページをお開き願います。第3款 特別高額医

療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金 4,705万3千円は、著しく高額な医療費に全国の広域連合が共同で取り組む事業に拠出するものです。また、その事務費として、第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 8万4千円を計上しています。85ページをお願いします。第4款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費 3億6,680万7千円は、被保険者の健康保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費です。86ページをお開き願います。第5款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 後期高齢者医療給付費準備基金積立金 39万6千円は、同基金の運用益及び保険料システム誤りに伴う平成30年度特別調整交付金について財源組替した剰余金を、給付費準備基金へ積み立てるものです。87ページをお開き願います。第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金 1,166万8千円は、過年度分保険料についての過誤納に伴う還付金として、市町村に交付するものです。第2目 償還金 7万8千円は、賦課決定の期間制限が定められた平成27年度以前の賦課処分で、国から提供された保険料のシステム誤りにより生じた還付不能金を、保険料特別返還金として支給するものです。第3目 還付加算金 93万9千円は、過年度分保険料の還付に伴う加算金として、市町村に交付するものです。第7款 諸支出金、第2項 一般会計繰出金、第1目 一般会計繰出金 71万2千円は、特別調整交付金の前年度交付対象分の財源組替による剰余金を財政調整基金に積立てするものです。特別会計の当初予算の説明は以上で終わります。承認第1号及び承認第2号、並びに議案第1号から議案第7号までの補足説明は以上のとおりです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。ここで、しばらく休憩いたします。再開は14時00分といたします。

[午後1時51分休憩]

[午後2時00分再開]

○議長 休憩以前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている9件のうち、まず、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。これより、承認第1号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 5、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。これより、承認第 2 号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第 2 号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 6、議案第 1 号「平成 30 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。これより、議案第 1 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 7、議案第 2 号「平成 30 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。これより、議案第 2 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 8、議案第 3 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。これより、議案第 3 号を採決します。本件は、原案

のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番、橋爪美恵子君。

○橋爪議員 3番。

議案第4号について質疑をいたします。4点ございます。

1点目について、この改正によって、1つは所得の低い方の特例軽減をなくしていき本来の法定軽減にしていくということで説明が行われました。平成31年度については、被保険者により世帯主の総所得金額との合計額が所得0円の場合、9割軽減から8割軽減に引き下げ、平成32年度以降は特例軽減はなくして7割軽減にしていくということです。8.5割軽減の方は、今回は変わらないものも平成33年には7割軽減にしていくということです。この改定により来年度影響を受ける方の人数はどんだけでしょうか。金額はどうなっているかお答え下さい。

2点目、元被扶養者の均等割5割軽減が2年間に限定されるということについてです。元被扶養者とは75歳になって後期高齢者医療の被保険者になる、あるいは、障害があって65歳になり同様に後期高齢者医療の被保険者になるまで、他の健康保険の被扶養者であった方で、それまで保険料がかかってこなかったわけです。そのため、軽減措置がとられていたわけですが、均等割5割軽減が2年に限定されるということです。この改定によって、何人の方に影響があり、金額はどれだけになりますか。

3点目です。第16条第1項第2号均等割額5割軽減の基準額算定の費用額を27万5千円から28万円です。同じく第3号、均等割額2割軽減の基準額算定の費用額を50万円から51万円にするということです。費用額が引き上げられるということは、5割軽減や2割軽減になる方の範囲が、広げられるということで、少しでも軽減される方が増えれば結構なことだと考えますが、軽減措置が適用される人数をどのように予測しているのでしょうか。

最後に4点目です。みなべ町と上富田町の軽減特例の別表が削除されます。このことについての説明を求めます。以上です。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 3番、橋爪議員のご質疑にお答えいたします。議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、4

点ございます。

まず1点目、「所得の低い方の特例軽減の改定により影響を受ける人数と一人当たりの影響額はどれだけか。」とのご質疑です。

平成31年度賦課見込みにおいて、現行9割軽減が通年で8割軽減となる影響人数は4万5,749人で、一人当たりの影響額は4,579円です。

次に2点目、「元被扶養者の均等割5割軽減が2年に限定されることによる影響人数と影響額はどれだけか。」とのご質疑です。

平成31年度賦課見込みにおいて、元被扶養者均等割5割軽減が2年に限定されることによる影響人数は4,205人で、影響額は9,620万2,960円です。

次に3点目、「5割軽減では27万5千円から28万円に、2割軽減では50万円から51万円に基準額が引き上げられるが、それぞれ軽減措置が適用される人数をどのように予測しているか。」とのご質疑です。

平成31年度賦課見込みにおいて、軽減措置が適用される人数は、5割軽減で1万8,001人、2割軽減で1万6,275人と予測しています。

次に4点目、「みなべ町と上富田町の軽減特例の別表の削除があるがこれの説明を願う。」とのご質疑です。

この別表は軽減特例に係るものではなく、平成25年度まで経過措置として実施していた不均一保険料の表でございます。既に国の経過措置が満了しているため、条例を整理し削除するものです。以上でございます。

○議長 再質疑ありませんか。

○橋爪議員 議長、3番。

○議長 3番、橋爪美恵子君。

○橋爪議員 答弁いただきました。4点目のみなべ町と上富田町の軽減措置の別表が今回削除されましたけれども、これは平成25年度にはもう終わっていたということで、それが今回なくなったということで、理解しました。

再質疑ですけれども、2点ございます。

特例軽減が9割軽減から8割軽減になる影響を受ける人数が4万5,749人だということです。和歌山県後期高齢者医療の被保険者数が16万人余りだと思うんで、実に28%以上の方が、4,579円増額、まあ倍になるわけですよ。9割軽減から8割軽減になるということは、保険料が大幅な増額になるということで、しかもこれは、所得0円なわけですよ。

質疑ですけれども、現行9割軽減が8割軽減になる、現行8.5割軽減は継続するということです。8.5割軽減を継続するのは、結構だと思うんですけれども、それでは所得0円の方が8割軽減で、それよりちょっとある方が8.5割軽減で保険料が逆転するのではないかと思うのですが説明をお願いします。

次に、5割軽減と2割軽減について人数をお聴きしたところ、5割軽減は1万8,001

人、2割軽減は1万6,275人ということですが、これは総人数ですよ。これは増えたんですか、どうなったんでしょうか。それはまあ、少し広げていただいたので、結構なことだとは思ったんですけども、これだけだと、前年度と比較してどうなのかが分かりにくいので、説明していただけたらと思います。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 3番、橋爪議員の再質疑にお答えいたします。保険料軽減制度について、2点ございます。

まず1点目、「現行9割軽減は通年で8割軽減となり、現行の8.5割軽減は継続となっていますが、保険料が逆転するのではないか。」とのご質疑です。

現行の保険料9割軽減の対象となる低所得者については、平成31年10月分以降2割上乗せを廃止し、国庫補助2割上乗せの半年分である1割が交付されることにより、平成31年度の年間保険料は、通年で8割軽減となります。また、現行の保険料8.5割軽減が適用される方については、年金生活者支援給付金の支給対象でないことを踏まえ、平成31年10月から1年間に限り、廃止に伴う負担増分を国が特例的に補填し、平成31年度では前年度と同じ8.5割軽減を継続するものです。現行の保険料9割軽減の対象となる低所得者については、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給を併せて行うことにより、結果的に負担増とならないような改正となっております。

次に2点目、「5割軽減と2割軽減の拡大について、前年度と比較してどのように変わったのか。」とのご質疑です。

前年度と比較して軽減拡大により対象となるのは、5割軽減の方で420人、2割軽減の方で256人が対象となります。以上でございます。

○議長 再々質疑ありませんか。

○橋爪議員 議長、3番。

○議長 3番、橋爪美恵子君。

○橋爪議員 今回保険料の特例軽減の見直しが行われて被保険者の負担がさらに増えます。また、元被扶養者の軽減措置も見直しが行われようとしているわけです。後期高齢者医療保険制度は高齢になり、医療年数が増えてくる世代を別枠にするということと制度的に問題が大きいと考えますが、それでも社会保障なわけです。社会保障として、経済的に困っている人をこれ以上苦しめない。誰でも安心して医療が受けられるようにするというのが大切だと考えます。経済的に困窮している方に寄り添うために独自の軽減措置を行うべきではないでしょうか。東京都の広域連合では独自の軽減措置を行っているということを聞きました。

和歌山県の広域連合として軽減措置を求めます。考えをお聴かせください。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 3番、橋爪議員の再々質疑にお答えいたします。保険料軽減制度について、「保険料軽減特例の見直しによって、広域連合として独自の軽減制度を考える必要があるのでは。」とのご質疑です。

保険料軽減特例の財源である国庫補助が廃止されることから、広域連合独自の軽減制度を実施するには、廃止に伴う負担増分を保険料で賄う必要があります。結果的に被保険者の保険料の負担増につながるため、当広域連合としては独自の軽減制度は現在のところ考えてございません。以上です。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、橋爪美恵子君。

○橋爪議員 議長、3番。

議案4号の条例の一部を改正する条例によって、最も大きな改定は9割軽減の方、所得構成が0円の方が8割軽減になり、保険料が2倍になっていることです。所得がないのに保険料を払わなくてはならない。しかも、それを倍にすることなど許されることではありません。高齢者は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者、豊富な知識と経験を有する者として、敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障されると、老人福祉法には明記されております。この改定はそれに反するものだと言わなくてはなりません。しかも、今後、8割軽減8.5割軽減ともに順次7割軽減にしていこうということで、いっそう苦しめるものとなっています。

また、来年度現行9割軽減が8割軽減になり、8.5割軽減がそのままということは逆転するのではないかと質疑したところ、現行の保険料9割軽減対象となる方には介護保険料の軽減の拡充や年金の生活者支援給付金の支給により負担増にならないようにするということですが、社会保険においてそっちの方で補うというのは後期高齢者医療広域連合の考え方としては問題があると考えます。

今回5割軽減と2割軽減が拡大になります。これは結構なことですが、5割軽減は420人2%少し、2割軽減では256人1.6%ほど、拡大は結構ですが、僅かです。限定的と言わざるを得ません。

よって、この議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に反対いたします。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立多数であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 13番、伊丹です。それでは通告に従いまして質疑を行います。

この議案第5号債権管理条例に対して質疑を行う主旨を最初に述べておきます。

この広域連合議会、前回の7月定例会で、平成29年度の決算審査を行いました。その決算の場合におきますと一般会計・特別会計とも、不能欠損額が0でした。ということは、回収不可能になって、会計から、決算から落とさなければならない債権がなかったというふうに認識している次第です。そのような状況の中です、今回の債権管理条例を新たに制定しなくてはいけないのではないかと、このことを詳しく説明をお聞きしたいということで質疑をいたします。何点か質疑いたします。

まずは、全国の状況を知りたいということで、他の都道府県後期高齢者医療広域連合における債権管理条例の制定について、ほかに同様の債権管理条例を制定している広域連合はいくつあるのかということです。

次は、個別の情報についてお尋ねしてまいります。まず第1条についてです。第1条はこの債権管理条例の目的について書かれているわけですが、まあそん中に「債権管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。」、これは、提案理由の説明にあつたとおりです。

そこでお尋ねしたいのは、この債権管理条例を制定しないと債権管理の適正化が図れないのかどうか。このことについて当局の説明を求めたいと思います。

それと今までは当然この債権管理条例がなかったわけですので、それでは今までどのような形で債権管理を行ってきたのか。その根拠法は何なのか。このことについてお尋ねします。

次に第2条。この第2条の条文の中に「広域連合の債権」とあります。この債権には、公債権（強制徴収公債権、非強制徴収公債権）が含まれているか。このことについて確認したいと思います。

それから、次に第11条。この中にですね、「債務者が無資力又はこれに近い状態にある」と書かれていますが、これはどのような状況を想定しているのか。ちょっと具体的に説明をお願いいたします。

次に第12条。ここに免除の要件として「10年を経過」と書かれていますが、その前の第11条の書かれている「債務者が無資力又はこれに近い状態にある」、これの文言からすると、こっちの方が支払能力がない人を想定しているのではないかと思うんで

すが、そのような方が対象、免除としてですね、10年というこの長期な期間を規定する理由は何かについてお尋ねいたします。以上、当局の答弁を求めます。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 13番、伊丹議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」、大きく5点ございます。

まず、1点目、「他の都道府県後期高齢者医療広域連合における債権管理条例の制定状況について、債権管理条例を制定している広域連合はいくつあるのか。」とのご質疑です。

現在把握しているのは、8広域連合です。

次に2点目、第1条について、「この条例を制定しないと債権管理の適正化が図れないのか。」とのご質疑です。

債務者が行方不明にも関わらず、いつまでも債権管理しなければならないという事務上の非効率化があるという点と、自治体の重要な基本原理である、「行政活動は、法令や条例に従って行われなくてはならないこと」の考えに基づき、債権管理条例を設置し、適正管理をすることが必要であると考えています。

「今までにはどのように債権管理を行ってきたのか。また根拠となる条例は何か。」とのご質疑です。

公正証書の締結や弁済誓約書の取りつけ、預金調査や裁判所を通じての差押え手続、現地調査等を行ってきたところであり、民法の規定に基づき事務処理を行っています。

次に3点目、第2条について、「この条例における債権には、公債権（強制徴収公債権、非強制徴収公債権）が含まれるのか。」とのご質疑です。

非強制徴収公債権も含まれています。

次に4点目、第11条について、「『債務者が無資力又はこれに近い状態にある』とはどのような状況を想定しているのか。」とのご質疑です。

「無資力」とは、換価可能な資産がないか、あっても無価値に等しい場合や、収入が少ないため生計を維持するに足りないと認められる場合を想定しています。

また、「これに近い状態にある」とは、収入が少ないため当該債権を約束どおりに返済させると生計を維持できなくなる場合を想定しています。

次に5点目、第12条について、「免除の要件として『10年を経過』とする理由は何か。」とのご質疑です。

地方自治法施行令第171条の7に規定されている免除の条項に倣っています。以上でございます。

○議長 再質疑ありませんか。

○伊丹議員 議長、13番。

○議長 13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 はい。13番、伊丹です。それでは再質疑を行います。

まず1つはですね、債権管理条例を制定する理由っていうんですかね、まあ背景っていうのをご答弁いただきました。

それですね、今までは債権管理条例なしで債権管理を行っていて、先ほどの説明にあったような目的で債権管理条例を制定されるということです。では、この債権管理条例を制定して、その広域連合の実際の行政を行う上で、どのような効果があるのか。具体的に、例えば、事務処理上でこんなようなメリット、こいつが図れるよというのを具体的にご説明をお願いしたいと思います。

それからですね、「広域連合の債権」の中には公債権も含まれるということでしたが、そうなりますと、保険料も含まれるかというふうに思うのですが、それではですね、この債権管理条例を制定することによって、実際に保険料の徴収業務を行っている市町村等に対して数値の管理を超えた指導等を行うようなことがあるのかどうか。この2点について再質疑を行います。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 11番、伊丹議員の再質疑にお答えいたします。2点ございます。

まず、1点目、「債権管理条例を制定して、具体的にどのような効果があるのか。」とのご質疑です。

債権管理に関する事務処理について定めることにより、適正な管理と確実な回収に努めてまいります。徴収努力を尽くしても回収の見込みがない債権であることが明らかになった場合は、条例規定に基づいた適正な処理が可能となり、それらの債権を整理することで、回収可能な債権への対応や日常管理に集中できるなど、債権管理の効率化が図られます。

次に2点目、「債権管理条例を制定することにより、市町村に対して保険料の徴収等の指導をすることはあるのか。」とのご質疑です。

保険料の徴収事務については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び地方自治法第291条の7の規定に基づき策定した広域連合広域計画において、市町村が行う事務となっています。これにより、市町村は、それぞれの条例等に基づき徴収事務を行い、その債権については、市町村の債権となります。今回、上程しています債権管理条例は、広域連合が有する債権の管理に関するものでございます。以上でございます。

○議長 再々質疑はありませんか。

○伊丹議員 議長、13番。

○議長 13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 13 番、伊丹です。

それでは、再々質疑を行います。

この債権管理条例を制定することによるどのような効果があるっていうことを説明いただきました。

それです、もうちょっと具体的に聴きたいんですけども、例えばこの平成 29 年度の特別会計決算において、もしこういった管理条例に基づいて処置を行った場合です、この返納金の収入未済額があればですね、4 半期で結構なんですけども、債権の放棄の対象となる額はどれくらい試算されているのか、ということを知りたいと思います。

それとこれはくどいようですが、確認なんですけども、もう一つはその市町村に対する指導の件なんですけども、先ほどの答弁では、「市町村は、それぞれの条例に基づき徴収事務を行い、その債権については市町村の債権となります。」と。で、「この管理条例で扱うのは広域連合が有する債権の管理。」というご答弁でした。

確認なんですけども、そうすると実際に市町村が行っている保険料の徴収について、広域連合の方から具体的に指導ですね、「地方税回収機構使って回収せよ」というような、そういう指導は行わないというふうな理解でよろしいのでしょうか。それを確認したいと思います。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 11 番、伊丹議員の再々質疑にお答えいたします。

「債権管理条例を制定したことにより、平成 29 年度特別会計決算書による返納金の収入未済額について、債権を放棄できる試算額はいくらになるか。」とのご質疑です。

平成 29 年度特別会計決算書における返納金の収入未済額は 1 億 2,757 万 1,954 円です。このうち、債権管理条例に基づき事務処理を進めますと、定期的な訪問等の調査を行っても債務者の行方が全くわからないものや倒産により破産が確定したもの、約 1 億 1,900 万円の債権を放棄することになるのではないかと考えています。

それと 2 つ目の質疑なんですけども、「市町村への指導はあるのか。」というふうな確認なんですけども、市町村に対する指導はございません。以上でございます。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。これより、議案第 5 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立全員であります。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すること

に決しました。

次に、日程第 11、議案第 6 号「平成 31 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。

17 番、増谷憲君。

○増谷議員 議案第 6 号について、反対の立場から討論させていただきます。

まず、後期高齢者医療制度であります。一般会計と特別会計に分かれています。議案第 6 号は広域連合の運営に関わる事務費等が主な予算となっています。

ですから、高齢者を年齢で差別する医療制度を進めるための予算遂行となります。国は、世代間の公平性のためとか言っておりますが、本音は国の医療費抑制であり、被保険者に自己責任を負わす内容ですので容認できません。

2 つ目に、県内の被保険者の所得状況を見ますと、例えば、世帯全員が所得 0 の均等割 9 割軽減の場合と、8.5 割軽減を合わせますと被保険者全体の 51%を占めています。しかも、これらの特例軽減をなくすことが決まっていますから問題であります。年金の引下げ、物価の上昇を考えると被保険者に一層の負担増と、滞納者が増え、医療機関にもかかれないという最悪の状況も十分予想されています。

3 つ目に、政府は今年の 10 月から消費税の 10%を言っておりますが、消費税の 10%への増税で後期高齢者医療広域連合が支払う委託料や、使用料及び賃借料など、消費税がかかる分ありますが、特別会計で 2%アップ分だけを試算していただいても、約 7 億 6,200 万円と計算していただきました。これが消費税の支払いとして消えていきます。消費税は、ご存知の導入後の総収入の 78%が、大企業や富裕層への減税として使われているのであり、広域連合予算で言いますと特別会計の 2%アップ分だけで被保険者 1 人あたり、約 4,800 円の保険料引下げにもなる額です。

4 つ目に、公務労働においても、正規職から非正規、臨時職への対応が増えていますが、今回例規集システム管理運用委託料 209 万 9 千円予算化されました。

これは、会計年度任用職員制度に関わる内容で、非正規等を雇用するための条例や規則等の支援業務を委託するものであります。しかし、この制度は、外部委託の推進、非正規雇用の常態化、人減らし、雇用条件が守れない。そして、後期高齢者医療広域連合では、非正規雇用者に対する組合がなく、賃上げや労働条件を守るかどうかという問題も出てまいります。

5 つ目に、元号が変わることで、事務的費用がかさんでいきます。

以上の点で、後期高齢者の医療制度を進めて行くためのものですから、一般会計予算に反対の立場を申し上げまして、討論といたします。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第7号「平成31年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

11番、田代哲郎君。

○田代議員 議案第7号「平成31年度特別会計予算」について、質疑をいたします。

まず、歳入の78ページ、7款 繰入金、1項 繰入金、2目 基金繰入金です。1節 後期高齢者医療給付費準備基金繰入金3億9,404万5千円、前年度が10億503万8千円の計上でした。平成29年度決算額が、1,025万5千円です。後期高齢者医療給付費準備基金繰入金を減額計上する理由について説明を求めます。

歳出の方で、80・81ページ。1款 総務費、1項 総務管理費です。1目 一般管理費、13節 委託料、重複・頻回受診者訪問委託料103万2千円。これは、平成30年度68万8千円の計上でした。平成29年度の決算で68万7,400円となっています。

第1期データヘルス計画策定時の成果目標と実績で、平成29年度は7市町の成果目標に対して6市町の見込みとなっています。

総合評価として、実施市町村数が少なく、訪問者数も少ない状況です。これは、「訪問する保健師等のマンパワーや、日常の業務量、対象者選定の難しさ、訪問拒否が影響していると考えます。」と、述べられています。「訪問間隔では、訪問人事等詳細を説明していなかったため、集計等がスムーズに行えませんでした。市町村との連携をより密にすることにより効果的な訪問指導が実施できると考えています。」となっています。委託市町村数がそれほど増えないのに103万2千円を計上する理由について説明を求めます。

それから、4款 保健事業費、1項 健康保持増進事業費、1目 健康診査費、85ページです。19節の負担金補助及び交付金、ドック健診事業補助金3,400万円の計上です。30年度は3,750万円でした。29年度決算実績は3,749万7千円となっています。平成29年度の成果目標は、23市町村に対し、20市町村となっています。平成31年度の実施市町村数はどのようになる見通しなのか答弁を求めます。以上です。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 11番、田代議員の質疑にお答えいたします。

議案第 7 号「平成 31 年度和歌山県後期高齢者医療特別会計予算」について、3 点ございます。

まず、1 点目、「後期高齢者医療給付費準備基金繰入金を減額計上する理由について説明を求めます。」とのご質疑です。

後期高齢者医療給付費準備基金は、医療給付費等、給付費用の財源不足が生じた場合などにおいて、その不足額を埋めるために設置しています。平成 31 年度につきましては、医療給付費の財源のひとつである普通調整交付金が、予算ベースで前年度より 7 億 5,781 万 4 千円の増額となるため、後期高齢者医療給付費準備基金繰入金を減額調整し、計上したものです。

次に、2 点目でございます。「委託市町村数がそれほど増えないのに、平成 30 年度 68 万 8 千円から 103 万 2 千円に増額して計上する理由の説明を求めます。」とのご質疑です。

重複・頻回受診者訪問指導事業につきましては、広域連合が市町村に委託して実施しているものです。広域連合がレセプト情報から過度な受診が見受けられる対象者を抽出し、そのデータをもとに、各市町村の保健師等が指導対象者を選定し、適正受診に必要な指導援助を行う事業です。議員ご指摘のとおり、重複・頻回受診者訪問指導事業の市町村数については、平成 29 年度までの実績を見ますとあまり増加していませんが、平成 29 年度の決算額は予算額と同額となっています。平成 30 年度の実績見込みについては現在のところ不明ですが、実施対象者数は年々増加傾向にあるため、平成 31 年度実施対象者数の見込みを 35 人増とし、105 人の 103 万 2 千円を計上しています。

次に、3 点目。「平成 31 年度のドック健診事業実施市町村数はどうなるのか。見通しはどうか。」とのご質疑です。

ドック健診事業は、市町村が実施する事業に対し、広域連合が国の補助金等を活用して補助するもので、被保険者の健康増進、疾病の早期発見等に有効な事業であり、平成 22 年度から開始したものです。直近の実施市町村の推移につきましては、平成 28 年度及び 29 年度は、20 市町村に補助金を交付しています。

なお、平成 31 年度のドック健診事業の実施市町村数につきましては、22 市町村が実施する予定です。以上でございます。

○議長 再質疑ありませんか。

○田代議員 議長、11 番。

○議長 11 番、田代哲郎君。

○田代議員 後期高齢者医療給付費準備基金繰入金の減額についてはわかりました。

再質疑で、いわゆる重複・頻回受診の訪問指導ですが、重複頻回受診者訪問を実施している市町村での具体的な医療費の成果等につきまして、説明を求めます。

それから、人間ドッグ補助につきましては、いくつかの市町村がドッグ健診を実施していない理由についてどのように、把握されているのか答弁を求めます。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 11 番、田代議員の再質疑にお答えいたします。2 点ございます。

まず 1 点目、「重複・頻回受診者訪問事業について、具体的な成果を見込めるのか。」とのご質疑です。

平成 29 年度の成果では、重複受診訪問指導をした者は 12 名で、うち 4 名に改善が見られ、その効果額としては、訪問指導後 3 か月間の月平均で 10 万 3,515 円です。頻回受診訪問指導をした者については 60 名で、うち 11 名に改善が見られ、その効果額としては、訪問指導後の 3 か月間の月平均で 200 万 6,923 円です。また、実施市町からの訪問指導記録の報告を見ましても、支援対象者の受診行動や健康意識に変化が見られるなど、着実に成果は出ているものと考えています。

当該訪問事業につきましては、医療費の適正化を図ることはもとより、重複・頻回受診による薬物の過剰投与等で身体への悪影響を及ぼさないよう指導・支援することが重要であり、更に事業を拡大することにより、多くの成果が期待できると考えています。

次に 2 点目、「ドック健診事業を実施していない市町村の理由について。」とのご質疑です。

ドック健診事業を実施していない市町村の主な理由につきましては、「国民健康保険事業においても実施していないから。」「集団健診とがん検診を実施しているから。」という主な理由によるものです。以上でございます。

○議長 再々質疑ありませんか。

以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

11 番、田代哲郎君。

○田代議員 後期高齢者医療制度特別会計について反対の討論を行います。後期高齢者医療制度については、制度発足当初から、命に年齢で差別を持ち込み、高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであるとして、制度の廃止を求めてきました。制度発足以来、多くの高齢者が、不服審査請求を提出し、陳情を重ねています。

この制度は 75 歳以上の人口と医療費が、増えれば増えるほど保険料に跳ね返る仕掛けとなっており、まさに高齢者は早く死ねと言わんばかりの仕組です。

昨年 2 月 16 日に開催された平成 30 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会では、2018 年度・19 年度の保険料を引き上げることは苦になりました。平均保険料で 335 円増え、5 万 4,640 円になっています。均等割が、1,635 円増え、低所得者ほど重い負担になっています。

また、この定例会でも、保険料軽減特例を見直す条例改正が、可決されました。元被扶養者の均等割軽減が、75 歳から 2 年間だけ 5 割で 3 年目から 0 になります。

長生きすることが許されないとでもいうような高齢者への仕打ちはあまりにも非情であり、孤独死などが後を絶たない実状です。私たちは、高齢者の人権と尊厳が大切にされることを願って止みません。

従って、制度の廃止を求める立場から、平成 31 年度当初予算に反対いたします。以上です。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第 7 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立多数であります。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 13 「和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

この選挙は、平成 31 年 3 月 29 日をもって任期が満了する和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の後任について、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより、選挙管理委員の委員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名いたします。和歌山市古屋 413 番地 7、寺井富士君。和歌山市榎原 189 番地 16、東内敏幸君。海南市阪井 224 番地 64、仲垣内寛君。海南市名高 283 番地 7、朝井郁子君。以上のとおりであります。

お諮りします。ただいま議長において指名しました 4 人を選挙管理委員会委員の当選と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました寺井富士君、東内敏幸君、仲垣内寛君、朝井郁子君、以上 4 人の諸君が選挙管理委員会委員に当選されま

した。

次に、選挙管理委員会委員補充員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名いたします。なお、補充の順位につきましては、指名の順序により定めたいと思います。和歌山市松島 101 番地、上島勲君。海南市下津町引尾 54 番地、森下修宏君。和歌山市加太 1108 番地の 83、藤井賢久君。海南市下津町方 1797 番地、向山壽紀君。以上のとおりであります。

お諮りします。ただいま議長において指名しました 4 人の諸君を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定め、補充の順位は指名の順序のとおり定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長　ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました上島勲君、森下修宏君、藤井賢久君、向山壽紀君、以上 4 人の諸君が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第 38 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

寒さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で、広域連合発展のため、ご精進くださらんことをお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長　番外、連合長。

○議長　広域連合長、望月良男君。

[広域連合長 望月良男君 登壇]

○連合長　閉会にあたりお許しをいただき、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重なご審議のうえ、提出諸議案について、いずれもご賛同いただき、厚く御礼申し上げます。

今後も、後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実、安定した医療の給付に努めていく所存でございますので、なお一層のご

指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様には、まだまだ寒さ厳しい折、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長　これにて、平成 31 年 2 月 12 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後 3 時 00 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 橘 智 史

前 議 長 小 林 弘

副 議 長 増 谷 憲

署 名 議 員 田 端 卓 司

署 名 議 員 曾 根 和 仁